

平成 22 年 11 月 15 日

主要経済団体の長 殿

## 青少年の雇用機会の確保等に関する要請書

新卒者の就職環境は依然として厳しく、また、今春の未就職卒業者は約 7.5 万人（前年度比約 3.1 万人増）にのぼっており、いったん卒業すると、新卒枠への応募機会が極めて限定されるため、正社員として就職することが困難になり、フリーターとして労働市場に滞留することが懸念されます。

このような状況を踏まえ、10月8日に文部科学大臣及び経済産業大臣との連名により、貴団体を含む主要経済団体に対し、「新規学校卒業者等の採用に関する要請書」を送付し、新卒者及び未就職卒業者のための採用枠の拡大、追加求人の提出及び学校等を卒業後3年以内の未就職卒業者の新卒枠での応募受付等のお願いをしました。

今般、事業主の皆様に一層の取組をお願いするために、雇用対策法に基づく「青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針」（※）の一部を改正し、本日公布・施行したところです。

今般の改正においては、事業主は、学校等の新卒者の採用枠に、学校等の卒業者が学校等の卒業後少なくとも3年間は応募できるようにすべきものとすること等を新たに盛り込んだところです。

本指針に基づき、今後、全国の都道府県労働局及びハローワークにおいて、事業主の皆様へ本指針の改正についての周知を行っていきます。産業界の皆様におかれましても、将来にわたる日本経済の競争力・生産性の向上を図るため、こうした取組に御理解をいただき、少なくとも学校等卒業後3年以内の卒業者の新卒枠での応募受付について努力を改めてお願いする次第です。

また、新卒者の厳しい就職環境を少しでも改善し、将来ある新卒者の就職の機会を確保するため、採用枠の拡大、追加求人の提出についても改めて努力をお願いいたします。

貴団体におかれましては、私どもの要請に何卒深い御理解を賜り、傘下団体及び事業主の皆様に趣旨を徹底していただきたく、御協力をお願い申し上げます。

（※）雇用対策法第7条において事業主の努力義務として、「青少年の雇用機会の確保」が定められています。事業主が具体的に取り組むべき事項を定めたものが「青少年の雇用機会の確保等に関する

事業主が適切に対処するための指針」です。

厚生労働大臣

細川律夫